

令和6年9月3日
山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課
課長 野中 俊宏
電話 055-223-1510 (内線 6400)

報道関係者各位

ダイオキシン類の常時監視結果(令和5年度)を公表 ～全ての調査地点で環境基準を達成～

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、令和5年度に県及び甲府市^{注)}が行った大気等のダイオキシン類による汚染状況の常時監視結果を公表する(ホームページにも公表)。

注) 甲府市内については甲府市が常時監視・公表を行うが、県内全体の汚染状況の把握のため甲府市を含めた結果を公表する。

- ・県の常時監視結果：https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_041.html
- ・甲府市の常時監視結果：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kankyohozen/daiokisin.html>

○ 常時監視結果の概要

大気、公共用水域(水質・底質)、地下水、土壌について、全ての地点で環境基準を達成した。

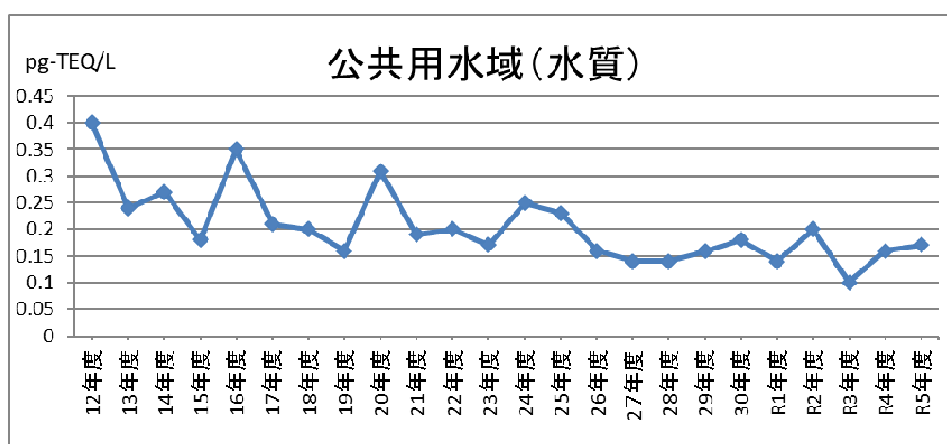
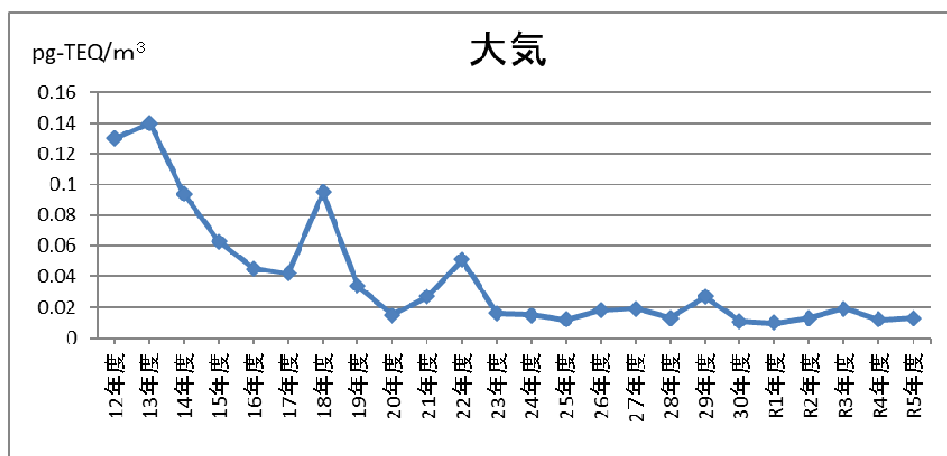
調査対象	調査地点数	実施者(実施数)	調査回数/年	ダイオキシン類の濃度範囲(平均値)	環境基準	単位
大気	2地点	県(1) 甲府市(1)	4回	0.0066～0.026 (0.013)	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共用水域	水質	6地点 県(5) 甲府市(1)	1回	0.058～0.50 (0.17)	1以下	pg-TEQ/L
	底質	6地点 県(5) 甲府市(1)	1回	0.27～5.4 (1.9)	150以下	pg-TEQ/g
地下水	9地点	県(8) 甲府市(1)	1回	0.038～0.058 (0.056)	1以下	pg-TEQ/L
土壌	6地点	県(5) 甲府市(1)	1回	0.00047～11 (1.9)	1,000以下	pg-TEQ/g

※ 調査地点は国の事務処理基準に基づき選定

【参考】

県内の環境中におけるダイオキシン類濃度平均値の推移（カッコ内は地点数）

環境媒体		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	環境基準	単位
大気		0.010	0.013	0.019	0.012	0.013	0.6以下	pg-TEQ/m ³
		(3)	(3)	(3)	(3)	(2)		
公共用水域	水質	0.14	0.20	0.10	0.16	0.17	1以下	pg-TEQ/L
		(7)	(6)	(7)	(7)	(6)		
	底質	2.5	1.7	1.8	2.7	1.9	150以下	pg-TEQ/g
		(7)	(6)	(7)	(7)	(6)		
地下水		0.022	0.022	0.029	0.023	0.056	1以下	pg-TEQ/L
		(8)	(10)	(9)	(9)	(9)		
土壌		1.2	0.70	3.1	0.44	1.9	1,000以下	pg-TEQ/g
		(6)	(7)	(7)	(7)	(6)		



○ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー-PCB) を含めたダイオキシン類には、PCDD 75 種類、PCDF 135 種類、コプラナー-PCB 十数種類の異性体があり、そのうち毒性があるとみなされているのは、29 種類である。

○ ダイオキシン類の生成

ダイオキシン類は、主にごみの焼却などにより、非意図的に生成されるものである。

○ 毒性等量 (TEQ)

ダイオキシン類は、化学構造の似ている多くの異性体があり、それぞれ毒性が異なっている。ダイオキシン類の濃度は、各異性体ごとの濃度と、最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDD をもとにした係数を乗じて得た数値を合計したものである。

単位

mg (ミリグラム)	= 10^{-3} g (千分の1グラム)
μ g (マイクログラム)	= 10^{-6} g (100万分の1グラム)
ng (ナノグラム)	= 10^{-9} g (10億分の1グラム)
pg (ピコグラム)	= 10^{-12} g (1兆分の1グラム)